令和5年度 第2回 練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 令和6年1月30日(火):午後2時~

会 場 練馬区役所本庁舎地下 多目的会議室

出席者 委員27名(うち代理出席3名) 欠席委員8名

幹事2名 書記1名 事務局7名

公開の可否 可

傍聴者 0名

1 開会

2 答申

青少年対策連絡会会長から青少年問題協議会会長へ答申

3 会長挨拶

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいなかご出席をいただき、真にありがとうございます。一言、ご挨拶申し上げます。

ただいま答申をいただきました。委員の皆さんにお願い申し上げている任期は2年になりますので、本日が今期最後の協議会です。この間、青少年育成に関して、熱心な議論をいただきました。心から御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

せっかくの機会ですので、私の思いをお話しさせていただきます。

先日、青少年委員の皆さんにもお話をしましたが、私は昭和46年、もう50年以上前ですが、当時の美濃部都政で社会福祉に従事しようと決心して東京都に入りました。最初、当時は民生局といった現在の福祉局を希望して、最初に配置されたのは、都が国に先駆けて日本で初めて設置したばかりの都立障害者福祉センターでした。その後、東京都の職員として30数年間仕事をしましたが、その3分の1は福祉行政の現場で仕事をしました。そのまた3分の2は児童福祉です。

障害者福祉でも子どもに関わりました。障害者福祉を担当したのは2年ほどですが、知的障害と視覚障害が重複した幼児の成長を支援する職場で、私が主任で、4人の女性職員と一緒に大きな部屋で車座になって、子どもたちの相手をしたり、お母さんたちの相談にのったりしながら働きました。私はまだ若かったので、無我夢中で取り組みましたが、日々試行錯誤の連続でした。親御さんたちが我が子の成長を願う気持ち、ちゃんと育ってほしいというその思い、将来への不安、自分が亡き後どうなるだろうという不安、そして何よりも子どもへの愛情の深さ、切なさ。それに対して、私たちはほとんど何もできない、子どもたちが成長するのを手助けすることしかできない、そういう自分の無力さ。全てが痛いほど身に沁みました。

児童福祉でも、現場で児童相談所、児童養護施設、児童館、保育所と様々なサポートを担当しました。養護施設は、多摩、神奈川、埼玉、千葉に多くありますので、よく出かけて、施設に泊まることもありました。私はまだ20代でしたが、小さな子どもたちが、私に群がってきて離れないのです。一緒に遊びました。小学生、中学生もいましたが、幼児もいるわけです。その子たちが私の体にしがみついて離れない。あのか細い肩と小さな手の感触は今でもよく覚えています。肉親の愛情に飢える子どもたちがいじらしくて愛おしくて、この子たちのために自分ができることは全てやろうと心に誓いました。

まずは一対一の生きた愛情に触れられる環境を与えようと、日本で初めて養子縁組を目的としない里親制度を創り、それを管理しました。そしてまた、養護施設には、ファミリーグループホームを導入しました。後年、福祉局長を務めたときも、認証保育所を創設したり、里親制度の大拡充をしたりと、若いときに誓ったとおり、努力してきたつもりです。この二つは、公務員としての私の原点であり、今でもライフワークとなっています。

区長になって10年、その原点を忘れずに、社会福祉行政に積極的に取り組んできました。 口幅ったいけれども、この間、練馬区の福祉医療サービスは飛躍的に充実したと考えています。児童福祉に限っても、保育所待機児童ゼロの3年連続達成、幼保一元化施設「練馬こども園」の創設、都区共同の児童虐待対応拠点の設置、ひとり親家庭自立応援プロジェクトなど、努力を重ねてきました。今年は、練馬区の主張に沿って、東京都練馬児童相談所が開設する予定です。引き続き、23区はもちろん、全国自治体を先導する福祉行政、児童福祉行政を実行していきたい、そう考えています。

そのためには、本日お集まりの皆さんのお力添えが不可欠です。皆さんと力を合わせて、子どもたちの笑顔輝くまち練馬を必ず実現したい、そう考えています。ご理解、ご支援を心からお願い申し上げて、私の挨拶とします。本日も、どうか活発な議論をよろしくお願いします。

4 議題

(議長)

それでは、議題に入らせていただきます。

先ほど、青少年対策連絡会会長より答申をいただきましたが、改めまして青少年対策連絡会での検討結果のご報告をお願いいたします。

(青少年対策連絡会会長)

令和5年7月26日に開催された練馬区青少年問題協議会において、「令和6年度練馬区 青少年育成活動方針(案)の策定」について、諮問を受けました。

青少年対策連絡会では、会議を4回開催し、答申をとりまとめ、先ほど答申文をお渡し したところです。

ここで、青少年育成活動方針(案)について、申し上げます。

青少年育成活動方針(案)は、第1回青少年問題協議会での委員の皆様のご意見を踏ま

えまして、青少年対策連絡会において改訂の検討を行いました。

改訂内容につきましては、青少年対策連絡会の副会長から説明をいたします。

(青少年対策連絡会副会長)

それでは、令和6年度練馬区青少年育成活動方針(案)についてご説明いたします。 お手元の水色の資料、令和6年度練馬区青少年育成活動方針(案)を併せてご覧ください。

まず、リーフレットの色についてですが、3か年周期で緑・水色・橙で変えています。 令和6年度は水色になります。

また、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行になりましたので、コロナに 関する記載は削除いたしました。

続いて表紙です。

これまで左上に記載していた「練馬区青少年育成活動方針」のタイトルを中央に大きく 表示し、何のリーフレットなのかを分かりやすくしました。

表紙の絵は、例年どおり、令和6年健やかカレンダーの原画募集の応募作品のうち、入選作品240点の中から選出しました。桜の舞う春、期待や希望に満ちた子どもの笑顔が、子どもたちの輝く未来のイメージと合う作品だと考えております。

育成活動方針の使い方の横に「新学期やってみよう!」を記載しました。新学期は、子どもたちも新たな気持ちで目標を立てやすいという意見があり、目標を立てたり、家族で話し合う際に、この活動方針を活用してもらえるように記載をしました。

また、左下に「子育てに役立つ情報を掲載しています。」と記載し、より紙面を開いて もらえるような工夫をしました。

令和5年度版より、ユーザーアンケートを取っていますが、よりアンケートに答えてもらうためアンケートに回答すると、健やかカレンダー応募作品のうち、優秀賞と佳作の全24作品を見ることができるようにアンケートページを変更しました。

次に、めくっていただいて、1、2ページになります。

1ページの目標と、2ページ目のチェック項目の関連性を分かりやすくするため、レイアウトを変更しました。

1ページの育成活動方針の4つの目標のイラストも、健やかカレンダー原画募集の応募 作品の入選作品から4つの目標のイメージに近いものを4点選定しています。

2ページ目は、チェック項目の文言整理を行いました。

具体的には、目標1のチェック項目に「外出するときは、おうちの人に伝えている」を 追加しました。保護者に行き先を伝えず家出をするケースが近年増加しているとのご意見 があり、追加をしました。

また、インターネットの使用時間が増えているという子どもたちの現状を踏まえ、目標 1のオレンジの枠内のおうちルールに「インターネットの時間」を追加しました。

めくっていただいて、3ページになります。

青少年育成地区委員会や青少年委員会の活動をより伝えられるように、文字サイズを大

きくした他、より活動の内容が伝わる写真に差し替えました。また、青少年委員会が実施する講習会や青年リーダーについての詳細をホームページで確認できるよう二次元コードを載せました。

放課後や休日などに、子どもたちが遊びや体験活動、学習の機会を得るための講座、ねりま遊遊スクールを新たに記載しました。

その他、子どもたちの居場所事業である学校応援団事業やねりっこクラブ事業は、二次 元コードを活用し、詳細情報はホームページで確認できるようにしました。

めくっていただいて、次の4、5ページの各種相談窓口のページです。

「不登校・いじめ・学業不振など」の欄に「ねりまホットアプリ+(プラス)」を追加するなど、最新窓口等の情報に更新しました。

以上が、青少年対策連絡会で検討した内容となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(議長)

ただいま、令和6年度青少年育成活動方針(案)についてご報告をいただきました。

それでは、ここで委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。活動方針(案)の内容について、ご意見、ご質問などがある方は、挙手の上、お名前をおっしゃってからご発言ください。お願いいたします。

(事務局)

本日、ご欠席の委員からご意見を頂戴していますので、ご紹介をさせていただきます。 民生・児童委員について、4ページの子育ての悩み、問合せ先の記載を追加していただいたので、より分かりやすくなった。民生・児童委員は、あまり知られていないので、育成活動方針に載せていただき、皆さんに知ってもらうことができるので、感謝したいとの

事務局からは以上です。

ご意見をいただきました。

(議長)

ありがとうございます。

本日は第2回目でございますので、活発なご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

お手元の活動方針(案)をご覧いただきまして、昨年度の変更点などが色々とございますので、挙手していただいてご発言いただければと思います。

(委員)

ご説明ありがとうございます。

こども基本法が施行されました。私は、こども基本法を、子どもたちと、教育機関や周 りの大人にも、もっと知ってほしいと思っています。もし、こども基本法を伝えるとなる と、学校の教育機関か、こういうような青少年育成の方たちだと思います。自分たちには、いろんな権利があること、大人に子どもの声もきちんと聞いてもらわなければいけないこと、そういう法律があるということをもっと知ってほしいと思うのです。

どこかに子どもの権利のことを入れられると良かったと思います。この活動自体が子どもの権利に基づいてされているというのは十分承知していますが、もっと子どもや子どもを取り巻く大人にも、こども基本法、子どもの権利条約のことを知ってもらいたいという思いがあります。今後検討していただければと思います。

(議長)

貴重なご意見として承ります。

ただいまのご意見ですが、修正するか、しないかという点も関係しますが、修正を求めるご意見も参考意見として承らせていただくということでよろしいでしょうか。その辺りはいかがでしょうか。

(委員)

できれば中身を載せてもらいたいです。

(議長)

では、今の委員のご意見に関連しまして、他の委員の皆さんはどのようなお考えがございますか。挙手していただいてご発言をお願いします。

(委員)

私も載せた方がいいと思います。子どもが知らないというところがポイントで、知らないと、言うこともできない、言いづらい、何を言ったらいいのか分からないと思うと、まず知るということが大事だと思います。どこまで載せるかはなんとも言えませんが、そういう法律があり、子どもはこういうふうに守られている、意見を言って良いのだということを、まず知ってもらう必要があると私は考えています。

前回の1回目にお話しましたが、保護者の目線からすると、このチェックが少ないと駄目なのではないかと感じてしまうのは、残念だと思っています。また、これをどのように活用していくか。チェックをして親と話し合う時間を持てることは大事で、このツールは役に立つと思いますが、もう少し子どもの気持ちに寄り添えるような部分が、この『書いておこう』の部分に書ける場所があると良いと感じました。

これからの時代、インターネットの部分はすごく重要だと思っています。5ページに、SNSの練馬区ルールが紹介されていますが、むしろ、ここをもう少し親と話し合えるような項目にしても良いのではと感じました。

(議長)

ただいま、ご意見を頂戴しました。関連の意見でも結構です。皆様、いかがでしょうか。

(委員)

この青少年育成活動方針の3ページ、青少年育成地区委員会のところに川遊びというのが書いてありますが、これは、どんな団体が幾つあって、どんなふうにやっているのか把握されていますか。

(議長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

事務局です。

育成地区委員会の野外活動でキャンプとともに近くの川で遊ぶということをやっている 地区委員会がありますと記載しているところでございます。

(委員)

昔は、遊び場所というと川とか広場といった場所しかなく、全部自分たちで作って遊んでいた。そういう意味では、川遊びにしても非常に大事な場所でした。残念ながら、この練馬区には川はありますが、そのうち、入れるのは2か所だと思います。

川遊びといっても、多分、石神井川と白子川以外は、川の体を成していない。この二つの川にしても、入ってはいけませんという形でフェンスがめぐらされているような状況です。フェンスを設置することの良し悪しは一概に言えませんが、少なくとも石神井川の場合は、特に南田中の辺りは親水護岸として一部は大々的に誇っていたわけです。

ところが入ることはできませんという形になっています。具体的に遊ばせる団体というのは、皆さん、ご存知ですか。区外に出なくても十分遊べますが、遊び方を知らない。見たこともない。子どもたちが川で安全に遊べる方法、遊ぶ方法で教えてやりたいのです。

親が子どもたちを管理するための方針であって欲しくないのです。ですから、もっと子どもの現場を、川の現場を知って、何をやったら子どもが喜ぶのかということを書いてほしい。それが要望です。

(議長)

ただいま、要望のご意見を頂戴いたしました。

今のご意見に関連することや活動方針 (案)につきましてご意見がございましたらお願いします。

(委員)

こども基本法について書いてはどうかという提案がありましたが、私は、それを書くことはやぶさかでないけれど、育成活動方針を見る人がどういう層かということです。子ど

もたち全員に配るわけです。そうすると、咀嚼できない層が多いと私は判断します。資料 を添付して、詳細を知りたい人はこういうのがありますという方が単純に分かりやすいと 思います。

(議長)

ただいま、資料として添付するのも一つの方法ではないかという案がございました。他 にご意見はありますでしょうか。

(委員)

二次元コード、QRコードが多くなってきていると一番感じました。

今の世代の方たちは興味があるものにアクセスして、より詳しく知ろうとなると思いますので、いろいろなものを載せていくのであれば、もっと簡素化しても、二次元コードでホームページにアクセスすることもできるので、そういうのを活用するのが良いと思います。このQRコードですぐにホームページの知りたい情報にアクセスできるのは分かりやすいと思います。QRコードが小さくても、かなり精巧に読めるようになっているので、これからは、こういう時代になってくるのかなと思います。こういうことを活用していければ、知りたい情報はQRコードからホームページにアクセスすることでより多くの情報が載せられるのかなと思います。

(議長)

ありがとうございます。もしスマートフォンをお持ちでお使いになれるようでしたら、 これを直にアクセスしてみてもよろしいかと思います。

貴重なご意見をありがとうございました。

(委員)

ただいまのご意見と関連しますが、確かにQRコードでいろんな情報が取れるというのはとても良いと思います。この育成活動で大切な四つの目標の2番目で、青少年の社会参加の機会を増やそうとあります。私は町会長等をやっており、地区祭などに関わっています。昨年は地区祭や近くの神社のお祭りとかのイベントがあると子どもたちがたくさん参加してくれました。できれば、3ページの、区や青少年団体・地域での活動を知ろうのところをもう少し充実させて、QRコードでイベントの情報が取れると良いと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

(議長)

ただいまのご意見は3ページの項目に、もう少し内容を増やせればというお話だと思いますが、こちらは参考意見ということで承ります。

何人かの委員方からQRコードの活用方法について興味深いご意見をいただきました。

(委員)

ご報告ありがとうございます。

関連して4ページで、今回、色々まとめていただき見やすくなっていると思います。上 段真ん中にある、ねりまホッとアプリのQRコードを読んで開いてみました。右側に、ス マホ・インターネットの重要性が書いてあり、ねりまホッとアプリも、子どもたちがここ にアクセスして、困っている子どもが自ら電話やLINEに問合せをしたり、悩みを相談 したりというのができるようになっているとお見受けしました。 1 点、質問ですが、中学 生であれば最近はスマホを持っている子は多いと思いますが、小学生の場合、学年や家庭 の事情などで、必ずしもスマホを持っていないということも考えられるかと思います。電 話番号も記載してありますが、なかなか自分で電話もできない。そもそも携帯電話を持っ ていないとできないと思いますし、LINEやWEBでアクセスするときに、例えば学校 で配付されているタブレットから、このアプリ等にアクセスできるのでしょうか。また、 先般、練馬区の中学校校長の性犯罪の不祥事などもあり、あれも被害に遭われた児童から の相談がキーになっております。こうした取組は非常に大事だと思いますので、ぜひ、今 回の方針と、あるいは、こういったアプリが練馬区であるということを我々親も含めて大 人から、実際の使い方やアクセス先、何か困ったことがあったら色々と聞けるよというの を子どもたちにしっかり教えていけるような体制を、ぜひ皆さんも協力していただければ なと思います。

(議長)

それでは、今の質問について回答をお願いいたします。

(事務局)

ご質問の2点あったかと思います。

1点目のアクセスの方法ですが、子どもに1人1台配付されているタブレットからもアクセスできるように準備しております。

2点目は、様々な相談の場所ですが、学校発では、SOSを発信する教育をやっております。その中で、様々なツール、様々な機関等を活用するようなことについて促しているところでございます。別途、いろいろな相談機関が、練馬区にとどまらず、東京都や全国にございますので、そういったところにもアクセスをできるように周知を図っているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。

二つ目の方は対応しているということですが、相談窓口がいろんなところにあっても子どももよく分からないということがあるので、できれば幾つかに絞って、よく分からない子たちもいると思いますが、特に親御さんの周知も併せて、どこに行っていいのか分からないということではなく、せっかくこういったアプリを作ったのであれば、ぜひ、ここを

活用してというようなところも推奨していただければなと思います。

(議長)

それでは、今のような、タブレット、スマートフォンからのアクセスに関することについても結構でございます。

御意見をまだ頂戴していない委員の方もいらっしゃいますが、いかがでございましょうか。

(委員)

QRコードでいろんな情報が読み取れるという流れになったのはとてもよいことだと思います。あまりQRコードが逆に乱雑になりすぎると読み取りしにくいという背景があったりしますし、カメラの読み取りの範囲が意外と広かったりしますので、QRコードが隣接していると、まず子どもは読み取るのに手間を取るかと思います。そこの工夫が必要かと私は思います。また、ねりまホッとアプリの右側のQRコードで、四角が3点、QRコードは存在しますが、切り出しシンボルと呼ばれるこの3点のところが少しでも欠けると読み取りにくくなってしまいますので、こういう書籍を作るときも、貼りつけときに四角をきちんと表記できるように意識していただけるとよろしいのかなと思います。

まずは、QRコードの隣接はできる限りしないような構成にするということ、貼りつけるときにきれいにQRコードが表示されるようにすることで読み取りがスムーズになると思います。

(議長)

なかなか気が付かない点だと思います。QRコードは近すぎても読み取りにくいということですね。ちなみに、この3ページのところにQRコードが並んでいるところがありますが。

(委員)

これは読み取りづらい感じがします。

(議長)

これは、このことを指していらっしゃるのでしょうか。

(委員)

青少年委員会の「青少年リーダーの詳細はこちら」と、「講習会の活動内容や申込」のところ、次の4ページの「ねりまホッとアプリ」と「若者ヘルスサポート」のところはQRコードが隣接しています。知っている人だと、指で片方のQRコードを塞ぎながら読み取ることができますが、全く知らないと携帯が誤認しますので、本当はこっちを読み取りたいけれど、違う方を読み取ってしまうというミスが起きると思います。

(議長)

それでは、関連でよろしいですか。

(委員)

青少年委員のQRコードが両方読み取ってしまったりどちらかになってしまったりというところがあるので、ここは改善していただきたいと思います。

「青年リーダーの詳細はこちら」のQRコードを読み取った先のホームページ内容ですが、写真などがはっきりと見えないので、この中身を少し整えてもらいたい。せっかく紙媒体だけではなくて、幅広くQRコードで直接ページを見に来るのですから、そこに載っている写真が見にくいので、貼り替えというか改善していただけるとより良いと感じました。

(議長)

ただいまのご意見は、この委員活動方針ではなく、QRコードから覗いた先の話ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(事務局)

事務局です。

先ほどのQRコードにつきましては、貴重なご意見をいただきましたので、近すぎないように印刷する際はレイアウトの変更と、3点角がはっきり見えるように工夫させていただきたいと思います。

青少年委員のページについては、青少年委員会とご相談させていただければと思います。

(議長)

それでは続いてご意見をお願いいたします。

(委員)

今年の方針は、青少年委員会で一つのQRコードなのに、なぜ、二つに増やしたのかなと、逆に私は思っています。一つのところ入って、内容がそれぞれに分かれれば良いと感じました。

(議長)

それでは、事務局で、増やした理由とかは分かりますか。

(事務局)

事務局です。

こちらにつきましては、青少年対策連絡会で審議する中で、青年リーダーは地域で様々

活躍している育成の成功事例であり、より伝わるようにということで、青少年委員会とは別のQRコードで詳細ページを紹介するということにいたしました。

(議長)

他のご意見お願いいたします。

(委員)

今のお話の中で、積極的にQRコードとかも含めて活用していくニュアンスで話が進んでいますが、それに対して、この四つの目標の一番上のチェック項目、おうちのルールを書いておこうの「スマホ・インターネットの時間」というところで、時間で縛ろうみたいな、これは少し前の考え方かなという感じがします。むしろ、どうやって使うかについてのルールを作りましょうというようなニュアンスの方が良いと思います。もちろん健康の問題とかもありますが、学校教育の中ではどんどんインターネットを使っていこうということですから、インターネットやスマホで遊んでばかりというわけではなくて、むしろ、勉強する人しか使わない術もあるので、その辺のことは、どのように書けばいいか分からないのですが、'使い方'とかいうほう良いのかなと思います。

(議長)

ただいまのご意見は、2ページのスマホ、インターネットの時間という文言が今の時代に合わないのかなという、スマートフォン、インターネット、タブレット、こういったものは、逆に利用するのはある程度必要性があるというところで、この文言については今後、検討の余地があるという御意見でした。

では、続きまして、ご意見お願いいたします。

(委員)

インターネットを使う子どもたちがかなり増えていると同時に、お母さん方も、自分で 覗いてみるという人もいます。私は、遊遊スクールの参加者募集を基本的にインターネッ トで掲載すると同時に、ホームページを作ってどういう活動をやっているかも含めて案内 するようにしています。

(議長)

ありがとうございます。貴重なご意見いただきました。

(委員)

これは保護者とお子さんで読み合うという形で想定されているかどうかお伺いします。 まだ低学年の子どもには難しい漢字が多いので、ルビがあった方がよいと思ったことと、 先ほどインターネットの時間等々、貴重なご意見がございましたが、小学校の子たちは特 に Y o u T u b e が好きで、それがテレビの時間になっているのかもしれませんが、具体 的にもう一段階細かく入れてもいいのかなと思いました。また、2ページのどんな行事に参加したいか書いてみようとありますが、下から3行目に防災訓練という言葉があるので、自分の地域の防災拠点は、どこに逃げればいいのかを話し合うような項目を入れてみた方がいいのではないかなと思いました。

あとは、3番目の20歳未満の飲酒・喫煙というのは小学生にはハードルが高いと思うので、上の段は小学生向けで、下の方にいくにつれて年齢が上がっていくような時系列にした方がいいのではと感じました。

あとは、本当に表紙がすごくかわいくて、すばらしいなと思いました。

また、3ページのですが、昨年と見比べたところ、昨年は箇条書きの部分が赤字で見や すかったので、それは赤を使った方が良いのかなと個人的には思いました。

(議長)

ありがございます。

何点かご意見を頂戴いたしましたが、スペースがないところでの活動方針(案)の策定でございますので、ページ数に限りがなければ増やせますが、今後の改善ということで、 参考意見として承らせていただきたいと思います。

(議長)

続きまして、お願いします。

(委員)

カラー印刷なので、私も赤字であるとか、ポイントのところは太文字なのか、もう少し 見やすい形にできると良いのかなと思いました。

先ほどから何回か出ているQRコードですが、前回より少し小さくなっているかなと思いました。これから、まだデザインの余地があるのかと思うのですが、3ページで、前回は枠があったのが無くなりQRコードも小さくなっているので、例えば、「あなたの地域の育成地区委員会はこちら」の2行のスペースを詰めて、もう少しQRコードを大きく、いい意味で目立つようなデザインにしていただきたいなと思っております。青少年委員会のところも、近づきすぎても撮りにくいのは分かりますが、右側の青年リーダーは真ん中ぎみなのに、講習会はすごい右寄りでバランスが悪い。うまく真ん中にそろえるとか、やり方はありますし、写真、QRコード、写真、QRコードみたいな形でもいいと思いますし、全体的にQRコードの置き方を使いやすく整えていただければと思いました。

あと、青少年育成委員会の文化事業の写真ですが、多分、この写真は中学生の意見発表会かなと思いましたが、こういうリーフレットにする場合はもう少し分かりやすい、前回は音楽祭かなと思うのですが、かるたとか、見てすぐ分かる写真の方が良いと感じました。3ページの下の電話番号について、市外局番が電話マークのページと「03」で表記しているページがあります。「03」で統一した方が良いと思いました。4ページも同じく、今後、QRコードが増えていくとなれば、デザインの仕方を変えていく必要があるのかなと思い

ました。

(議長)

QRコードのレイアウトでスペースに余裕があればレイアウト上もう少し大きくしてもよろしいのではないかというようなご意見だったと承りました。

続いて、お願いします。

(委員)

今日は答申案ですから、練馬区全体的に今後、次の検討会があったときに議論すべきであって、この答申は出たのですから、これを見る、幼稚園児、小学生、中学生辺りというのをベースに考えれば、1ページ目が一番よくできている。働くことの意義や社会参加も書いてある。活動方針をどこに配って、これをどのように子どもたちに咀嚼させて理解していくかということが重要になってくる。

もう一つですけれども、私は、町会のことも書いてあって大変喜んでいます。練馬区には220以上の町会がありますが、会員が増えている町会は一つもありません。つまり、若い人たちが入ってこない。私は、小学校や幼稚園の幼少期の実体験がクリエイティブな成長に結びつくのではないかと考えるのです。世の中は変化の時代です。そうだとすれば、次の時代に移るには、幼少のときに社会参加をしていろいろ経験させて遊ばせることが、私はクリエイティブな人間をつくっていくベースではないかと感じています。

ぜひ町会へ入ることを皆さんにご理解いただいて、それで多くの町会に加入していただくようにご支援いただければありがたいです。

(議長)

貴重なご意見を頂戴しましたが、活動方針については、1ページの表紙のところを、基本に戻って、もう一度こちらで、大変よく書かれているとのご意見を頂戴いたしました。 まだご意見いただいていない委員さんがいらっしゃいますが、いかがでしょうか。

(委員)

今回精査されて非常に見やすいと思います。限られたスペース、パンフレットの中に全てを盛り込むというのは、以前はあったようです。非常に見づらい部分もありましたが、ある程度スペースも空けて非常に見やすいと思います。

少し話が反れますが、児童・生徒いろいろな問題抱えています。例えば不登校。それに対応する専門職、スクールソーシャルワーカーの配置が、6校に1校とか、週1回という話を聞いています。練馬区の場合は分かりませんので、その辺は後で教えてほしいというのと、この会議をやっていて気がつくのですが、若い人が出なければいけないが、仕事で昼間は出られない。男女共同参画懇談会でも私は10年間訴えてきましたが、ようやく18時からの開始にする。そうすると、年に2回、3回ですから、会社を早く出て、若いお母さん、お父さん方が出席できるというような方向に持っていったと思うのです。

この協議会は年2回というのが要綱でうたわれていますが、時間も限られている。これは検討してもらいたいのですが、もう1回増やして例えば不登校とか非行とかやっていただいてもいいのではと思います。開催時間は夕方6時以降。私の意見ですが、長くやってきて、つくづくそれは痛感しています。

(議長)

では、事務局お願いいたします。

(事務局)

ただいま、スクールソーシャルワーカーのことについてご回答いたします。

今年度より、スクールソーシャルワーカーは16人から20人に増員しております。本区のスクールソーシャルワーカーの業務の在り方ですが、学校担当制ということで、それぞれの担当校をスクールソーシャルワーカーが訪問しているところです。その訪問の状況等は、支援するお子様等の状況によりますので、週当たり1回だったり、2回訪問したりとか、それはそれぞれの支援者に合わせて行っているというところでございます。

(委員)

それから、この会議開催時間についてです。

(議長)

そうですね。会議についても。

(事務局)

事務局です。

会議の開催時間についてですが、今、不登校であるとか、様々な議題によって若い人も参加しやすいようにということで、この場でどうというのはなかなか申し上げられませんが、ご意見として承らせていただきます。

(議長)

それでは、続きまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(委員)

皆様のそれぞれの意見を聞きまして、このQRコードを載せることによってかなり情報量を多く取れるような状況になっていると思います。

また、前半に出ましたこども基本法に関して、今年度ではなくてもぜひ載せていただきたいと思います。子ども自身が、自分たちにはこんな権利があるということを、低学年だけではなくて、中学生まで配布しますので、高学年、中学生が、自分たちはこうなんだということを知り得てほしいと思います。今回は無理だとしても、QRコードを使うことに

よって、うまく情報が載せられるのであれば、前向きに検討していただけると非常にありがたいと思います。なぜかというと、自分のことは自分で守らなければいけないということを、しっかりと教育の中で伝えていってほしい。これを言ってしまったら誰かに何か思われるとか、こうなってしまったら自分の意見が言えないとか、そういうふうにならないように、ぜひ、こども基本法は上手な形で載せられる方法を考えてほしいなと、今までの意見を聞いていて思いました。

(議長)

ありがとうございました。これまでいろいろなご意見を頂戴いたしました。この辺りで 意見を集約させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほどからお話がございましたこども基本法の件につきましても、要望や意見として承らせていただきたいと思います。

(委員)

教育基本法やこども基本法の権利について、子どもたちに権利を教えるというのはなかなか難しいことですので、単純に、法規を載せるだけだと子どもも受け取りにくいのはもちろんのことだと思います。読む対象を、大人が読むような文章と、かいつまんで子どもが読めるような文章として、きっちり二つに分けて、それをアクセスできるような環境にするというのもまず一つかと思います。

場合によっては、権利を知っておいた方がいいのは、より低学年の方が多くなってくるかと思いますので、かといって文章で載せたところで、子どもたちが理解できるかもありますので、場合によっては動画というものを使いながら、ケーススタディで子どもたちが分かりやすいような、そういう表記を踏まえて載せていただくというのも一つかなと、検討していただければと思います。

(議長)

大変貴重なご意見をありがとうございました。

それでは、これまでもいろいろとご審議をいただきましたが、その結果を踏まえまして、本日、この青少年問題協議会としまして、令和5年度の練馬区青少年育成活動方針(案)ということで、区長に具申したいと考えております。

皆様、よろしいでしょうか。

よろしければ、拍手でご承認いただければと思います。

(拍手多数)

(議長)

ありがとうございます。

5 報告事項

(議長)

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

令和5年度練馬区子どもたちを健やかに育てる運動について、事務局から報告をお願い いたします。

(事務局)

事務局です。

令和5年度健やか運動の実施状況についてご報告を申し上げます。

資料3をご覧ください。練馬区子どもたちを健やかに育てる運動の目的につきましては、 表紙に記載してございますが、区民が青少年の健全育成について認識を深め、地域、学校 および行政が一体となって非行行為を防止していくものです。

本日は、青少年を取り巻く環境実態調査の結果、健やか運動協力店加入要請活動結果、 そして令和6年健やか運動推進カレンダーの実施結果について、ご報告をさせていただき ます。

1ページをお願いします。

青少年を取り巻く環境実態調査結果です。

雑誌自動販売機の設置箇所2か所、台数計6台ともに前年と変更はございません。

続きまして、3ページの2、ビデオ・DVDソフト等のレンタル店についてです。

昨年度、区内に5店舗ございましたけれども、1店舗閉店して4店舗になりました。それぞれの営業形態、貸出し状況、調査上気づいた点等を記載してございますので、お目通しください。

続きまして、5ページの3、コンビニエンスストア等についてです。

区内の店舗数は235店舗、ここ数年はほぼ横ばいとなっております。

販売状況につきましては、酒・タバコ販売する店舗数が年々減少傾向にあります。

また、(5)の子どもたちがどのようにコンビニを利用しているかということについては、こちらで店舗の方に具体的に聞き取っていますので、子どもたちの利用実態がよく分かるのではないかと思っております。お目通しください。

続きまして、7ページでございます。令和5年度健やか運動協力店加入要請結果です。 令和6年度は1,358店舗の登録を予定しており、ここ数年、特に個人商店を中心に廃業す る店舗が多く、残念ながら数字としては減っている状況です。

8ページです。令和6年健やか運動推進カレンダーの実施結果です。

委員の皆様にお配りしました、非常に人気が高い健やか推進カレンダーです。原画募集 および選考については記載のとおりです。今年も3千件近くのたくさんの応募がありまし た。

また、作成枚数につきましては、1万8千枚作成し、区民事務所や地区区民館、児童館等で区民の皆様に配布した他、小中学校の各教室、区立施設等に提示を行いました。

令和5年12月25日から令和6年1月8日までの間、区役所アトリウムで原画展を行いま

した。

健やか運動の取組に関する報告は、以上です。

(議長)

ただいま、健やか運動についてご報告いただきました。

報告内容にありました環境実態調査や健やか運動協力店の加入要請は、青少年育成地区 委員会が地域で行っているものでございますが、青少年育成地区委員会から何か補足はあ りますか。

(委員)

年に2回、健やかだよりというのを配布させていただいて、健やかカレンダーができたときには、健やか協力店を現任の小学校PTAの委員の方と中学校のPTAの委員の方と一緒に分かれて回ります。「日常、児童・生徒の様子を見ていただいてありがとうございます。お気づきの点はございませんか」ということで、聞き取りをさせていただいております。先ほどの酒類の販売等もやっているコンビニストアというところには、あえてタバコ等もどんな形でということでお話も伺います。

現状として、我が子と同世代の子どもたちが出入りをしていることを聞けるということは、委員の皆さんにとってもいい情報だと思って、日々活動しています。

カレンダーに関しては、今まで掲示していると、同じ場所に今年度はどんなカレンダーが出るのかな、どんな絵なのかなと楽しみにしているようなので、本当に人気だと思います。地区区民館他に、地域集会所の各部屋にも貼っており、配られる枚数が足りないと思います。その辺も踏まえて、青少年課から、ぜひ、地域集会所のお部屋の数の枚数をいただけると、非常にありがたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

最後は要望のようなお話も出ましたが、確かに、私も地区委員会の会長をやらせていた だいていますが、そういう点は、できればお願いしたいところでございます。

それでは、この件について、委員の皆様からご質問、ご要望などがあれば伺いたいと思います。ただいまの健やか運動につきまして、いかがでしょうか。

(委員)

報告事項ですので、ここで意見を申し上げていいのか分からないのですけれども、練馬区青少年問題協議会の皆様の努力によって、不良雑誌とかDVDについてもだんだん減ってきていると思いますが、今どきの子どもは、昔のいわゆる自販機とか、あるいはレンタルのAVコーナーに行って借りるというのは実際にいないです。ほとんどインターネットで見れてしまいます。ですから、この扱いが減ってきたというのは、当然、ご努力の成果もあると思いますが、世の中の需要が単に減ってきたので取扱いが無くなった。今はコン

ビニでもなかなか売ってないようになってきましたし、買う客がいないから置かないよう になったというようなところがあると思います。

こういった調査等にも当然にリソースはかかっているわけですから、このリソースを、表紙を見ますと、この概要の根拠が平成4年に策定した要綱に従っているということは30年前の要綱ですので、特にインターネットの世界は、時代はもう全然違ってきていますから、今の時代に即した、SNSで悪い大人とつながってしまうとか、そこでいかがわしいビデオを見てしまうとか、それはもう見ることは防げないと思いますから、それを見た上で、どうインターネットと付き合っていくかというところを、より子どもたちに警報していくという、そういった取組にリソースの方向を切り変えていった方がいいのではないかなと思いましたので、申し上げさせていただきました。

(議長)

これからの検討課題だと思います。ごもっともな話でございまして、時代とともに変化していくということについては、これから私たちもこの調査の在り方、やり方、実施の仕方、そういったことも、それについていかなければいけないというご意見だと思います。 承らせていただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

(委員)

ご報告ありがとうございます。

今の意見にほぼ同じですが、青少年を取り巻く環境実態調査のところで、今回は報告なので、この報告自体に何かというわけではないのですが、先ほどもご意見がありましたように、実態と全くそぐわないというか、私もこれを見て、30年前ぐらいから議論をしているなというのもあって、何でこういう調査訪問を行ったのかが不明だというところもあります。次回の予定が決まっているのか決まっていないのか分からないですが、実態に即して、インターネットとかSNSの使い方というところが昨今の一番問題になっているところだと考えておりますので、ぜひ、インターネット、SNSの利用に関する実態調査というような観点を持って調査をしていかないと、なかなか難しいと思っています。

先ほど、他の委員の方からもご指摘があったように、不登校とかも増えているというところもありますし、SNS等で大人とつながってというようなところが非常に問題になってきていると思いますので、ぜひ、そういった視点も踏まえた実態調査にしていただきたいという意見を申し上げます。

(議長)

貴重なご意見、ありがとうございました。他にはありますか。

(委員)

私も、ほぼ同じ意見ですが、今ですとレンタル店は希少価値ぐらいにお店が減り、今後

必要がないというふうに感じております。

同じように、これからはインターネットで見たくなくても広告が上がってきてしまうというところがあるかと思います。テレビですと、きちんと事前に考査をして放送を流していますが、インターネットの広告はそういうフィルターがかからず、押したら見えてしまうというところもあります。しかも、例えば広告が一番下にあるとは限らず、移動してきたりと押したくなる表現とかもあるので、今の時代に合った形で調査をされた方がいいのではないかなと思います。

コンビニに関しても、私が小さい頃は立ち読みも、ある意味でし放題でしたが、今は普通のファッション雑誌でも紐がかけられ、開けないようになっています。この部分をしっかり調査をするというよりは、インターネットなどにリソースを使った方が良いと、私も感じております。意見として述べさせていただきました。

(議長)

貴重なご意見、ありがとうございました。

皆様、他にはよろしいでしょうか。では、ご意見を頂戴しましたので、今後の調査に活かしていきたいと思います。

6 その他

(議長)

それでは、その他、委員の皆様から何かご意見等がございましたら、お願いいたします。 よろしいでしょうか。特にないようですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

事務局です。

委員の皆様にお願いしている任期は2年であり、本日が最後の協議会でございます。

この2年間、青少年育成に関する活発な議論をいただきました。また、協議会の運営に あたりましては、副会長には丁寧なご配慮をいただきました。

委員の皆様に心から感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。 事務局からは、以上です。

(議長)

それでは、以上で、本日予定しました議題は終了いたしました。 これで、令和5年度第2回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。 本日はありがとうございました。